

## 議案第 27 号

### 専決処分の承認を求めることについて

輪島市教育委員会事務局職員の退職に伴う市長事務局への出向について、輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 2 号）第 3 条前段の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

### 提案理由

輪島市教育委員会事務局職員の退職に伴う市長事務局への出向について、緊急を要し会議を開く暇がなかったことにより平成 25 年 3 月 31 日に専決処分したため。

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

輪島市教育委員会事務局職員の市長事務局への出向及び任命について、輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 2 号）第 3 条前段の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市教育委員会事務局職員の市長事務局への出向及び任命について、緊急を要し会議を開く暇がなかったことにより平成 25 年 4 月 1 日に専決処分したため。

## 議案第 29 号

### 専決処分の承認を求めることについて

輪島市教育委員会職員職名規則（平成 19 年輪島市教育委員会規則第 4 号）の一部改正について、輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 2 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

### 提案理由

平成 25 年度における輪島市教育委員会事務局の内部組織の改編に伴う輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について、緊急を要し会議を開く暇がなかったことにより平成 25 年 4 月 1 日に専決処分したため。

専決第3号

専 決 処 分 書

輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 4 月 1 日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会職員職名規則（平成 19 年輪島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

職員の 種類	職 名
職員	部長 課長 課参事 所長 館長 分館長 課長補佐 主幹 係長 主 査 主事 社会教育主事 公民館主事 司書 相談員 指導員
補助職員	司書補 指導助手 支援員
技能労 務職員	校務員 事務員 清掃員 夜警員

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 30 号

### 専決処分の承認を求めることについて

輪島市教育委員会事務局組織規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 3 号）の一部改正について、輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 2 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

### 提案理由

平成 25 年度における輪島市教育委員会事務局の内部組織の改編等に伴う輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、緊急を要し会議を開く暇がなかったことにより平成 25 年 4 月 1 日に専決処分したため。

専決第 4 号

専 決 処 分 書

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 4 月 1 日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務局組織規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 庶務課の項中第 39 号を削り、第 40 号を第 39 号とし、第 41 号を第 40 号とし、第 42 号を第 41 号とし、同表学校教育課の項中第 24 号を削り、第 25 号を第 24 号とし、第 26 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表生涯学習課の項第 48 号中「社会教育及びスポーツ」を「生涯学習、社会教育及び青少年健全育成」に改める。

別表第 2 庶務課の項を削り、同表生涯学習課の項中「緑の健康広場 鶴巣多目的広場」を「緑の健康広場 二俣グラウンドゴルフ場 鶴巣多目的広場」に改める。

別表第 4 庶務課の項を削る。

別表第 4 学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	就学指導委員会 奨学生選考審査委員会（補助執行を行うもの） 共同調理場運営委員会 ケーブルテレビ寺子屋推進委員会
-------	---

別表第 4 文化課の項を次のように改める。

文化課	文化財保護審議会 伝統的建造物群保存地区保存審議会 文化的景観調査検討委員会 文化会館運営委員会 漆芸美術品購入等検討委員会（補助執行を行うもの） 黒島天領北前船資料館運営委員会 天領黒島角海家運営委員会 櫛比の庄禅の里交流館運営委員会
-----	---

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

輪島市教育委員会事務決裁規則（平成 18 年輪島市教育委員会規則第 7 号）の一部改正について、輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 2 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

平成 25 年度における輪島市教育委員会事務局の内部組織の改編等に伴う輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、緊急を要し会議を開く暇がなかったことにより平成 25 年 4 月 1 日に専決処分したため。

専決第5号

専 決 処 分 書

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成25年4月1日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務決裁規則（平成18年輪島市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3庶務課長の項中7号の次に次の1号を加える。

(8) スクールバスの運行管理に関すること。

別表第4教育長の項中「参事」を「所管課長」に改め、同表教育部長の項中「参事」を「所管課長」に、「所管課長」を「課参事（課参事が置かれていない場合は、課長補佐）」に改め、同表参事の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 2 号）の一部改正について、同規則第 3 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市教育委員会教育長に委任することができない事項で、同委員会附属機関の委員の任命に係るものの削除及び追加に伴う輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正について、緊急を要し会議を開く暇がなかったことにより平成 25 年 4 月 1 日に専決処分したため。

専決第6号

専 決 処 分 書

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成25年4月1日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則（平成20年輪島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 就学指導委員会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員、図書館協議会委員、子ども読書活動推進会議委員、文化財保護審議会委員、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員及び文化的景観調査検討委員会委員を任命し、又は委嘱すること。

第2条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 議案第 33 号

県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について  
県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する告示を次の  
ように定める。

平成 25 年 4 月 25 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する告示  
県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱(平成 18 年輪島市教育委員  
会告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削る。

第 4 条の見出し中「等」を削り、同条中「の承認を受けなければならない」を  
「に申出をし、承認を受けなければならない」に改める。

第 5 条第 1 項前段中「に規定する自家用車の使用承認申出」を「の申出」に改  
め、同条第 2 項第 1 号中「3 年」を「1 年」に改める。

第 7 条第 3 項ただし書中「職員」を「教職員」に改める。

第 8 条の見出し中「自家用車等」を「自家用車」に改める。

附 則

この告示は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

## 提案理由

教職員個人が占有する自動車、いわゆる「自家用車」に係る現行の公務使用承認  
基準の一部を緩和し、教職員の「自家用車」を公務に使用しやすくするため。